

## 第7回 大村入国管理センターとの意見交換会報告

2010年11月30日 中島 真一郎 (コムスタカー外国人と共に生きる会)

### 1、はじめに

大村入国管理センターと移住労働者と共に生きるネットワーク九州（以下、ネットワーク九州）との7回目の意見交換会が、2010年11月30日（水）午後1時より、大村入国管理センター2F会議室で開かれました。

大村入国管理センター側から総務課長、総務係長、企画管理部門、処遇部門の統括審査官ら5名。NGO側として、ネットワーク九州より11名（長崎・大村・熊本、北九州、福岡）が参加しました。

最初に、大村入国管理センター内の施設見学を20分ほどしました。毎年1、2階のみで、被収容者がくらししている3階は見学できませんでしたが、昨年に続き今年も運動場でバスケットやランニングをする被収容者2・3名を見ることができました。

その後、事前に提出していた質問書や要望書への回答を含めて1時間程度の意見交換会、そして、2ヶ月以上収容されている外国人11名との面会を、参加者を3グループに分け、1グループ各20分ずつ3回に分けて行いました。

### 2、被収容者や収容施設の状況

2009年の6回目の意見交換会のときに比べて、施設見学も同じ施設内のコースを見て回りましたが、昨年よりは人がいる気配がせず、使われている気配もあまり感じられませんでした。

昨年の意見交換会の大村入国管理センターの同じ質問の回答は、2009年の入所数は、2009年9月末時点では44名でしたが、今年の2010年回答は、2010年10月末時点で20名、新規入所者に必ず1回行うレントゲン撮影者が2009年1月～9月で222件（2009年被収容者数221人）から、2010年1月～9月末までで、131件へと減少していることから、2010年の入所者数は150人以下となるのではないかと推測できます。

2010年は、2010年10月末の被収容者数20名、男性のみで女性はゼロ、被収容者の50%が管轄外（つまり10名が管轄内）でした。国籍別では「中国が7名、パキスタン5名、カメルーン2名その他6名（イラン、ペルー、ブラジル、バングラデッシュ、ロシア、ベトナム）」 世代別では、10歳代、0名、20歳代、4名、30歳代 4名、40歳代、9名 50歳代以上、3名でした。

※ 大村入国管理センターの被収容者数 2006年と比べて10分の1以下に激減

2003年1383人、2004年1387名、2005年1540名、2006年1979名、2007年1473名、2008年633名、2009年221名、そして、2010年150名以下へと変遷しています。2003年から2006年まで増加し、それ以降は急減して、2010年は2006年と比べて10分の1以下へとなっています。

（大村入国管理センターの『業務概況書』（平成21年11月）及び法務省入国管理局のホームページより）

### 3、平均収容期間の増加と増大する 受刑後の長期収容者

平均収容期間は、2009年25日間から2010年は38日間へと大幅に増加していました。最長収容期間は、8ヶ月（2008年9月末時点）1年5ヶ月（2009年9月末時点）でし

たが、2010年10月末時点で1年2カ月と昨年に比べて3カ月間減少していました。6カ月以上の長期収容者は、2009年は5名でしたが、2010年は10名と増加しています。

また、2010年の質問から新たに、刑事罰を受け受刑後に収容されている外国人数を質問したところ、2009年11名（うち6カ月以上が5名）2010年10月末時点で13名（6カ月以上が7名）という回答でした。この回答から、受刑後に刑務所から大村入国管理センターへ移送されてくる外国人が管轄内外を問わず増加してきており、意見交換後の面会した被収容外国人11名の状況からも、収容が長期化していることがうかがえました。

2009年の仮放免許可者は5名、2010年1月～9月の仮放免許可者は9人でした。2005年5名、2006年15名、2007年36名へと増加したのち、2008年7名、2009年は5名と減少し、2010年は、9名と増加しています。

事由別では2008年と2009年まで回答がありましたが、2010年は「諸般の事情を考慮して仮放免しているの、個別の理由は答えられない」として明らかにされなくなりました。

2008年の仮放免許可7名のうち5名が長期収容。1名が出国準備。1名が病気療養でした。2009年1月～9月の5名のうち、行政訴訟係争中2名、病気療養1名、その他（人道配慮）2名となっています。2003年ごろまで、仮放免の事由で認められるのは、帰国準備と病気療養だけでしたから、それに代わって、長期収容や行政訴訟係争中を事由とする仮放免が増加していました。仮放免許可者が2009年5名から2010年1月～9月まで9名と増加していますので、1年程度の長期収容を理由とするものが増えていると思われま

す。また、国費送還者も、2005年11名、2006年10名、2007年8名、2008年11名、2009年15人でしたが、2010年1月～9月で10名でした。2008年以降、入所者数が大幅に減少しているにもかかわらず、国費送還者数が増加していることは、大村入国管理センターとして、帰国旅費がないため送還できない外国人への国費送還を増加させ、長期の収容者をできるだけ出さない運用へ変化してきていることを示しています。

#### 4、職員体制について、

2010年度の職員数は56名（前年±0名）でした。職員一人あたりの月平均残業時間も2007年の10時間程度から2008年9時間程度、2009年も9時間程度、2010年1月～9月は、8時間程度に減少していました。

また、医療スタッフは、医師1名が2007年度途中より常駐、歯科医師1名（火曜日と金曜日の週2日）、看護師（常勤）2名の体制及び、メンタルケアの専門家、臨床心理療法士1名によるカウンセリングが、月二回（午後）行われていることも昨年と同様でした。

#### 5、被収容者の処遇

2008年から入浴時間（シャワー）が土曜日と日曜日でも可能となり、これまでの平日午後2時から午後4時までが、毎日午後2時から午後4時までとかわりましたが、2010年6月からは、入浴時間が13時から16時30分まで拡大しました。それ以外は、回答から見る限り、昨年までと特に大きな変化はありませんでした。

2008年には、2007年度被収容者の直接経費約4231万円、被収容者一人当たり1日約1310円と回答がありました。2009年と同様に2010年も「経費は多岐の項目にわたり算出が困難で、回答できない」と回答がなされませんでした。

2009年からはじめて薬の常備体制や処方状況について質問しました。回答は2008年と2009年の常備薬は、診療所161種類、警備室が11種類とでしたが、2010年は常備薬200種類、市販薬11種類という回答でした。

処方した薬は、診療所が2008年16307個体、2009年15425個体でしたが、2010年は14610個体、市販2386個体という回答でした。

2008年の回答では、警備室の常備薬での処方が、診療所での処方約半分を占め、被収容者が日常的に警備員に薬を要求して服用していることがうかがえましたが、2009年の回答は、診療所の処方は余り減少していませんが、警備室での処方が3分の1以下に大幅に減少していました。2010年は、警備室での処方の回答がなくなりましたが、診療所での処方の個体数が14610個体とあまり変化していないので、被収容者の薬の処方は、診療所での処方が大半を占めるようになっていくことがうかがえます。これらは2008年途中から医師が常駐するようになったことが影響していると思われます。

面会者の延べ人数は、2008年延べ1206名、2009年延べ1450名へと増加していました。

面会に来る親族や友人がほとんどのぞめない日収容外国人が多いなかで、これらは地元大村在住の長崎インターナショナル教会の柚之原牧師やカトリック教会の神父等や長崎県内の支援者などの努力の結果と思われます。

宗教上の行事を希望した被収容者の人数は、2008年1人、2009年1人（7回）でしたが、2010年1月～9月で6人（一人礼拝4回、一斉礼拝6人）と増えていました。また、2010年12月下旬には、クリスマス・ミサが、被収容者の希望で大村入国管理センター内で行われるとのことでした。

## 7、入国者収容所等視察委員会について

回答は、「入国者収容所等視察委員会には東日本と西日本地区があり、当センターは西日本地区入国者収容所等視察委員会の所管になっている。視察は2010年9月14日に実施された」というものでした。

## 8. 意見交換会の報告

大村入国管理センター入所者のその大半が東日本地区などの管轄外から移送されてくる状況（2008年9月末時点で98%、2009年9月末時点95%）でしたが、2010年10月末時点では、50%が管轄外となっていました。

これは、日本社会の非正規滞在の外国人の減少傾向が続くなかで、大村入国管理センターの被収容者数が大幅に減少したこと、東日本入国管理センターや西日本入国管理センターでも、被収容者数が大幅に減少し、「過剰収容状態」でなくなり、管轄外からの移送が減ってきていることから、管轄外が50%に減少したことがうかがえます。

その一方で、収容外国人の事由が刑罰法令違反者が増加し、刑務所などの受刑後に管轄内及び管轄外から大村入国管理センターへ移送されて、退去強制を拒否して収容が長期化している外国人が増えているためと思われます。

つまり、大村入国管理センターは、「外国人男性専用で、刑罰法令違反者として受刑後に移送され、退去強制を拒否して収容が長期化する外国人のための収容施設へ」とその性格が変化してきているように思えました。

2010年度の職員総数は、前年度と同じの56名で、「交代制の勤務で、この人員は必要」という回答でしたから、収容外国人が年間200人以下と2006年から10分の1以下に大幅に減少している状況でも、定員800名の規模を誇る施設を維持管理していくための50名を越える職員が必要とされています。

2008年以降から、収容施設としての大村入国管理センターの存在意義を議論していますが、2010年も意見交換しました。今年は、管轄外からい移送されてくる外国人が減少してくれば、収容される外国人の減少傾向が一層はっきりしてくること、2010年10月17日の長崎新聞の大村入国管理センターの特集記事に掲載された元同センター所長の田平啓剛氏の「日本の難民政策は、変革を迫られている。大村入管は、北朝鮮脱北者などの難民を対象に日本語や職業訓練を行う施設として再活用すべきである」という発言や、北朝鮮による砲撃事件の直後でしたので、朝鮮半島で武力衝突がおきた場合の対応について、質問しました。

入管側からは、大村入国管理センターをどのようにしていくかは、「本省の判断となる政策レベルの問題で回答できないこと」、田平啓剛氏の発言についても「単なるO・B職員の個人的発言に過ぎないこと」「大村入国管理センターはあくまで退去強制令書が発付された外国人を対象とする施設であり、朝鮮半島の問題については、本省から特に何の指示も来ていないこと」等の発言がありました。

なお関連質問で確認したところ「今後、管轄外の入管施設から移送されてくる外国人の受け入れは減少していくことになること」や、「当面、女性の被収容者を受け入れる予定はないこと」等の回答が入管側からありました。

昨年と同様に「本省の判断となる政策レベルの問題で回答できない。」という姿勢は変わりませんでした。昨年まで「東アジアの状況がどうなるのか不明で、必要となるときも来る」等という存続理由の反論が、今年は、朝鮮半島の危機が現実化しているだけにこちらの以下のような主張の方が説得力をもったように思えました。

「もし、万が一の事態が起きたら、その時日本へ来るのは、大量の避難民や難民で、必要とされるのは、入管違法者の退去強制するための収容施設ではなく、避難民や難民らの保護施設であること」、「法務省の施設のなかで、朝鮮半島に近く、長崎空港がすぐ近くにあり、800名（過去、同センターで最大時、在日韓国・朝鮮人を2000名収容したことがあることを教えてください。）が収容可能で、給食設備や医療施設や医療スタッフがそろっており、建物以外にも広大なグラウンドや敷地あることから、難民キャンプとして最適であること」

現状や将来的にも、外国人収容施設としての大村入国管理センターの存在意義そのものが失われてきており、収容施設としては、その役割を終えたとして廃止し、難民の日本での定住化のための日本語や職業や生活習慣などの教育や訓練を受ける「定住化促進センター」として再活用していくという提案が、「夢物語」ではなく、法務省内部にも浸透してきており、より現実味を帯びてきています。

注) 大村入国管理センターは、2008年7月から女性の被収容者がいなくなり、男性のみの収容施設となっています。